

## 年金制度改正に関する意見（案）

本部会は、次の年金改革に向けての検討を行うため、平成14年1月に設置された。以来、回にわたり、「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」での検討（平成13年12月報告）、雇用と年金に関する研究会報告「多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して」（平成15年3月）、社会保障審議会「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」（平成15年6月）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月閣議決定。以下「基本方針2003」）などを踏まえ、「公的年金制度に関する世論調査」（平成15年2月実施）、「年金改革に関する有識者調査」（平成15年3月実施）、関係方面での検討、意見を参考にしながら、年金制度における給付と負担の在り方、支え手を増やす方策、女性と年金の問題を軸に検討を重ねてきた。また、平成15年3月から9月にかけて全国8か所で開催された年金対話集会では一般の方々との意見交換も行ってきた。

これまでの検討の結果を以下のとおりとりまとめたところであり、政府においては、これまでの審議の経過も十分に参酌しつつ、改正案の立案に当たられたい。

## 1. はじめに

- 公的年金は、いまや、高齢期の所得保障の支柱として国民生活に不可欠の存在となっている。

高齢者世帯の所得のうち公的年金が占める割合は約7割に達しており、公的年金を高齢期の生活設計の中心と考えている人の割合も7割を超えている。

また、公的年金は、現在年金を受けている高齢者世代はもとより、若い世代にとっても、親の高齢期の生活費についての心配や自分自身の高齢期の心配を取り払う役割を果たしており、ひいては個々人の自立や経済・社会の発展にもつながっている。

- 公的年金制度については、先の平成12年改正において、少子高齢化の進行に対応するため、将来の給付水準を適正化し、最終的な保険料負担を

現在のヨーロッパ諸国並みである年収の2割程度に抑制したところである。

しかしながら、いくつかの課題も残された。第1は、凍結された厚生年金、国民年金の保険料の解除、第2は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げである。第3は、女性と年金の問題、広くは男女問わず個人のライフコース（生き方、働き方）の選択の多様化に現在の年金制度が十分に対応できていないという問題である。

- さらに、平成14年の新人口推計によると、少子高齢化は一層進行することが予想され、現在の制度のままでは将来の世代の負担が過重なものとなるおそれがある。また、雇用状況などを反映した国民年金の若年層の増加や所得の伸び悩み等により、国民年金の未納者は一層増加している。
- これらの問題を解決し、高齢期の生活の支柱としての年金制度を守り、将来にわたり持続可能な制度とする改革が急務である。
- 本部会では、改革に向けての検討の中で、将来の年金制度のあるべき姿、制度体系の基本的見直しについて議論を積み重ねてきた。年金制度は、個人の一生に関わり、人々の人生設計に組み込まれているものであるがため、その急激な変更には慎重でなければならないが、社会経済の変動とともに、その時代に合った年金制度にしていくことも必要である。しかしながら、次の改正での制度体系の在り方の基本的な変更については、本部会においては、意見の一致を見るに至らなかった。今後とも議論の積み重ねが必要であるが、その答えが見出されるまで何の改革も行わないとすることはできない。次の改正で制度の持続可能性など以下に述べるような視点に立脚しつつ、将来の制度体系も展望しながら、改革に踏み出さなければならない。
- また、年金制度は次世代とその経済活動によって支えられていくものであり、制度を持続可能なものとするためには、次世代育成支援施策の充実を図り年金制度を支える次の世代を育成する環境づくりを進めるとともに、経済の回復、活性化が不可欠であり、全力を挙げてその努力を続けていくべきである。

## II. 年金改革の基本的な考え方

### 1. 年金改革の基本的な視点

- 改革に当たっては、①持続可能な制度とする、②制度に対する信頼を確保する、③少子高齢社会に向けて社会の支え手を増やす、④個人のライフコース（生き方、働き方）に対して中立的な制度とする、という視点を基本とすべきであり、また、⑤他の社会保障制度や税制等の諸制度との整合性なども念頭に置く必要がある。

#### <国民皆年金の堅持・持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保>

- 1. で述べたとおり、公的年金は国民生活や社会経済に不可欠な存在であるからこそ、将来にわたり国民皆年金を堅持し、少子高齢化が進む中であっても、持続可能な制度として国民の信頼を確保し、将来の世代に健全な年金制度を残していかなければならない。
- 公的年金制度は、現役世代の保険料負担で高齢世代の年金給付を支える世代間扶養の考え方を基本にしており、現役世代の理解、納得と合意なくして制度を維持することはできない。
- 制度に対する信頼を確保していくためには、以下の点が特に重要である。
  - ・ 公的年金制度は、現役時代の所得の喪失を補填することにより高齢期の所得保障を行うものであり、高齢期の生活の支柱としての給付水準を確保すべきである。さらに、公的年金に自助努力を組み合わせさせて高齢期の生活をカバーするという考え方の下に、公的年金とともに、企業年金など私的年金の改善も図っていくべきである。  
また、上記の公的年金の性格を考慮すれば、公的年金給付は、高齢者個々人の生活設計に組み込まれており、その水準の過度の調整や急激な変更を行うことは適切でない。
  - ・ 制度に対する信頼を確保していくためには、将来の現役世代の負担が過重なものにならないように配慮しつつ、世代間・世代内の公平の観点から、給付と負担の在り方の見直しを行うべきである。  
また、人口、社会経済の変動に柔軟に対応でき、安定して運営され

るような仕組みを目指した改革を行うべきである。

- ・ 国民年金は国民皆年金の基本であることから、国民年金の未納・未加入問題は、制度に対する信頼を損ね、社会連帯に基づく制度の根幹を揺るがしかねない重大な問題であり、制度面の整備を含めて徹底した対応を図るべきである。
- ・ 高齢者世代にとってのみならず、若い世代にとっても、公的年金の役割は重要であり、他の仕組みでは代替できないものであるにもかかわらず、特に若い世代から年金制度への不安感、不信感が向けられているのも事実である。誤解や説明の不足から来るものについてはあらゆる方法により年金制度をわかりやすく説明し、誤解を解いていかなければならない。さらに、若い世代の公的年金制度に対する理解と信頼を高めるためには、数十年先の自分の高齢期において受給する年金を、少しでも実感のあるものとしていくため、どの程度保険料を負担したか、それが将来の年金給付にどう反映するかについて、分かりやすく情報を提供し、把握しやすいようにしていくことが必要である。

#### <支え手を増やす方策>

- 少子高齢化の急速な進行の中で、我が国の経済社会を活力あるものにしていくためには、社会の支え手を増やすことが重要な課題であり、働く意欲を持つ者が多様な形で働き、能力を発揮できる社会を構築していくことが重要である。年金制度においても、女性や高齢者の就労促進、次世代育成支援等の方策をできるだけ制度に組み込むとともに、次に述べるように、個人のライフコース（生き方、働き方）の選択に中立的な制度とする観点からも、厚生年金の適用の在り方や在職老齢年金制度の在り方を見直すべきである。

#### <ライフコース（生き方、働き方）の多様化への対応>

- 人々は、就職、転職、起業、結婚、出産、子育て等の転機を通じて様々な生き方、働き方を選択するようになり、また、高齢期になっても引き続き就労を続けるなど、男女を問わず、人々の生き方、働き方は多様なものになっている。これに対し、現行の年金制度は、個々人の多様な生き方、働き方の選択に十分に対応できていない点もあり、人生の様々な選択に対して中立的な制度となるよう見直していくべきである。

併せて、雇用システム、次世代育成支援施策、税制等の関連施策との連携を図っていかねばならない。

＜社会保障制度や他の制度との関連等総合的な視点＞

- 給付と負担の水準など制度設計に当たっては、医療、福祉、税制などの在り方との関連を含めて総合的な検討が必要である。

また、将来の現役世代の負担を過重なものとしなないようにして、国民負担率の上昇を極力抑制するという観点を念頭に置くことが必要である。

なお、国民の生活の視点からは、国民負担率の上昇だけを抑制したとしても、それに伴い、医療や介護の自己負担や家族内の扶養などの私的な負担が重くなりかねないことにも留意が必要である。

## 2. 公的年金制度の体系について

- 公的年金制度の体系は、適用の仕方、給付設計、財源調達方法などによって相違があるが、これまでも、昭和36年の国民年金の創設に至る時期、また昭和61年の基礎年金制度の創設に至る時期を中心に制度体系の基本的在り方が検討された。

その結果として、現在の全国民共通の基礎年金の上に被用者の報酬比例年金を組み合わせる体系となり、いずれも社会保険方式による方式となっている。

- 前述の通り、本部会においても、制度体系の基本的な見直しについて議論を行ってきたが、意見の一致を見るには至らなかった。以下、議論の概要について述べる。

＜公的年金制度体系の在り方＞

- 公的年金制度の体系については、今後の社会経済の変化等に柔軟に対応できる安定的な制度を目指す観点から、①現行の全国民共通の基礎年金に被用者については報酬比例年金を上乗せする体系を維持するか、被用者か否かを問わず報酬比例方式へ一本化し税財源による補足的給付を組み合わせる方式とするか、②基礎年金について、社会保険方式とするか税方式とするか、との論点について議論があった。

### <報酬比例年金への一本化>

- 現行の公的年金制度体系の考え方は、高齢期の生活の基礎的部分を保障する基礎年金は全国民共通の仕組みとし、その上に、現役時代の生活の大部分を賃金によって支えている被用者グループについては、稼得の手段を失う退職後も退職前の生活水準を一定程度反映した生活を送ることができるようにすることである。

これに対して、①被用者、自営業者という立場により制度が変わる現行体系では就業形態の多様化・流動化に対応することが困難であり、②また、現役時代の所得喪失を一定程度補填するという公的年金制度の役割を考えると公的年金制度は報酬比例年金とすべきであるとの意見があり、その観点からは、無・低年金者を対象に税財源による補足的な給付を導入しながら、自営業者や無業者も含め報酬比例方式へ一本化すべきであるとの意見があった。

この方式については、①現状では被用者以外の所得把握が困難であること、②賃金が低い者や就労期間の短い者の給付水準が大きく低下するおそれがあること、③補足的給付の水準によっては相当な財源が必要となること、補足的給付の水準を抑制すれば低年金者の増加につながること、補足的給付について所得や資産による制限を付すとすれば、公正な所得・資産調査がコスト面や実務面から現実的に可能かなどの問題があり、十分に時間をかけて検討する必要があるとの意見があった。

### <基礎年金の税方式化>

- また、基礎年金については、税方式とすべきとの意見があった。

これは、①すべての高齢者の基礎的な生活保障を行う役割をより明確にするとともに、②未納・未加入問題が深刻になる中で、基礎年金について社会保険方式のままでは、国民皆年金制度の維持が困難になること、③現行の国民年金の定額保険料・定額給付の方式において生じる逆進性の問題がなくなること、④第3号被保険者などの問題が生じないことなどから、所得制限を伴わない形での税方式とすべきとの意見であった。

これに対しては、①社会保険方式では保険料拠出に基づき所得・資産に関わらず給付が受けられる一方、税方式では保険料拠出がなくても居住要件と年齢要件だけで給付が受けられることになるため、自助・自律を基本とする我が国の経済社会の在り方と整合的でない、②拠出と給付の対応しない税を財源とする現金給付である以上、社会扶助制度であり、所得・資産調査に基づく給付制限や最低生活に必要な給付水準の抑制にもつながり

かねず、所得保障の機能が大きく制限される、③給付と負担の関係が明確でないため、制度の健全性、持続可能性について、現行よりわかりにくい仕組みとなる、④給付費の増大に要する税財源の確保には困難があるのではないかなどの意見があった。

- 以上のように、報酬比例年金プラス補足的給付の方式、基礎年金の税方式については、それぞれ利点を主張する意見があったものの、問題点の指摘も多く、またその導入に向けては様々な制約があり、少なくとも、現行制度に替わるものとして平成16年改正で実現を目指すべき選択肢となる状況には至っていない。

公的年金の制度体系をどう選択していくかは、社会経済との調和、世代間、世代内、職業間、男女間等のバランスの観点や、実務面での実現可能性、現行制度からの移行に係る問題などについて総合的に検討を行うべきものであり、今後とも議論を進めていくべきである。

しかしながら、前述のとおり、制度に対する不信感・不安感を払拭し、少子高齢化の進行や経済状況の変化の中にあっても年金制度を持続可能で安定的なものとしていくための改革は急務である。平成16年改正では、現行制度について、このような観点から可能な限りの見直しの努力を行うことが必要不可欠であり、それにより、将来世代の負担を過重なものとせず、必要な給付を確保していける措置を講じるべきである。

このように基礎年金の将来の在り方について意見があった中でも、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げについては、平成16年改正における最大の課題であるとの認識で一致しており、実現を図るべきである。

それとともに、厚生年金、国民年金の保険料の引上げ凍結の解除、女性と年金の問題などの解決も図るべきである。

- なお、現行の基礎年金の仕組みについては、
  - ・ 基礎年金制度を通じて、結果として未納者や未加入者の分の負担が他の被保険者の負担となっていることから、厚生年金保険料の1階分と2階分を分離して負担の構造を見直すべきであるとする意見があった。  
また、さらに被用者グループの中において、基礎年金拠出金を制度間で応能負担化し、報酬額に応じた額とすべきとする意見があった。
  - ・ 一方、基礎年金は全国民で負担すべきものであり、就労構造も多様化している中で、自営業者グループと被用者グループに分けて負担を論じることは適当ではないとの意見があったところである。

### 3. 世代別の給付と負担の比率の違いについて

○ これまでの何回かの年金改正のたびに、現在の公的年金制度における世代別の給付と負担の比率が違ふことをもって、世代間で不公平があるということが言われてきた。これに対し、厚生労働省から見直しの案に沿って世代別の給付と負担の考え方とその比率の提示がなされたところであり、本部会としての考え方を述べておきたい。

○ 事実の確認として、まず第1に、世代ごとに給付と負担の比率に違いがあることから、現在、先行世代の高齢者は年金額が高いのではないかという見方があるようであるが、これは事実と反し誤解である。現在支給されている老齢厚生年金は、65歳から80歳までの年齢別に見ても、いずれも男子の平均で約20万円程度である。

第2に、給付総額と負担総額の比率は、その計算に用いる割引率の数値の大小によって、比率の数値が変化する。一般には、被保険者として負担してきた毎年の保険料を65歳時点で評価し直して、それらを合計して、負担総額を算出し、一方、給付については、支給開始年齢以降に受給する毎年の年金額を65歳時点まで割り戻して、それらを合計して、給付総額を算出する。毎年の保険料額、年金額を一定の率で、増加させ、あるいは割り引く数値が大きければ、負担と給付の比率は小さく、小さければ比率は大きくなっていく。したがって、この給付と負担の比率の数値自体に大きい意味があるわけではない。ただ、後世代ほど負担に対する給付の比率が小さくなることに変わりはない。

○ 世代別の給付と負担の比率の違いについては、戦後、段階保険料方式の下で、必要な年金給付の水準が逐次改善され、年金制度が成熟する中で、

① 都市化、核家族化等の進展とともに、子どもによる老親の扶養が公的年金によって代替されてきたこと、

② 高齢者の扶養の負担そのものが、少子高齢化によって、次第に高まってきており、公的年金制度がなければ子どもによる扶養負担が高じるところが、年金制度により代替され、その負担が上昇するという形で現れていること、

という背景を十分に踏まえるべきである。



- このように、年金制度の中の給付と負担の比率の違いは、こうした戦後の我が国の人口構造や扶養構造の変化等に起因するところが大きく、公的年金以外の私的扶養の変化を度外視して、これまでの年金制度の中だけの比率の大小を議論することは適切でない。

また、世代間の公平を論じるのであれば、扶養負担のみならず、教育や相続や社会基盤の充実など家族や社会の営み全体で論じることが必要であり、先行世代から世界的に見ても高い経済水準をはじめとする多くのものを引き継いでいることを考えると、一方的に若い世代が負担増のみを負っているのではないことに留意すべきである。

- しかしながら、これまでの歴史の結果としての世代間の違いとは別に、将来に向けて少子高齢化が更に進んでいく中においては、現役世代に一方的に負担を求めるだけでなく、高齢者も痛みを分かち合うことが必要であろう。また、社会保障全体の中で、次世代育成支援施策の充実などを図り、特定の時期に給付や負担が偏らないよう配慮し、若い世代の理解を得ていくことが重要である。年金制度における給付と負担の在り方を考えていく場合には、このことを十分念頭に置いていかなければならない。

### Ⅲ. 次期制度改正における個別論点についての考え方

#### 1. 給付と負担の在り方

##### (1) 給付と負担の水準

###### <給付水準>

- 年金制度は、高齢期の生活の支柱としての年金を終身にわたって確実に保障することをその役割としている。年金の給付と負担の水準を考えるに当たっては、年金制度がこの役割を今後とも確実に果たしていけることを基本として考える必要がある。

年金制度を持続可能な仕組みとしていくためには、年金を支える現役世代の保険料負担が過大にならないよう配慮しながら、給付水準（平均的な片働き世帯の所得代替率（現役世代の平均的なボーナス込みの手取り賃金に対する年金額の割合）でみた給付の水準）の見直しを行っていくことが必要である。その場合においても、年金制度がその役割を果たすことができるよう、給付は高齢期の生活の支柱として一定の水準を確

保することが必要である。

一方、高齢期の生活の基本的部分を保障するため、将来にわたり現在の給付水準を維持すべきとの意見があった。

また、裁定後の年金も含め、少なくとも過去3年間特例措置として停止している物価スライド分（1.7%分）を全て反映させた後の水準を前提に今後の水準を検討すべきとの意見があった。

#### <保険料負担>

○ 「基本方針2003」においては、「保険料は引き上げざるを得ないが、将来の最終的な保険料については、国民負担率の上昇抑制と、将来の現役世代の過重な負担の回避という視点を重視し、決定する。保険料の引上げは早期に行う。」とされている。

○ 少子高齢化が進む中で、最終的な保険料水準をできるだけ抑制するためにも、保険料負担については適切に引き上げていく必要があり、年金財政が単年度で実質赤字となっている現状も踏まえると、現在の保険料引上げの凍結は速やかに解除すべきである。

その場合の保険料引上げの具体的方法としては、経済状況への配慮という観点から、毎年小刻みに引き上げて1回ごとの引上げ幅を抑制することが適当であるとの意見がある一方、世代間の公平の観点や、最終保険料率を低くするためにも、保険料を早めに前倒しで引き上げるべきとの意見があった。

なお、保険料負担については、企業活力の維持や経済活性化のため安易に引き上げるべきでないとの意見があった。

○ 厚生年金の保険料負担の上限については、前回改正で設定された最終保険料の水準や今回の有識者調査の結果から、最終保険料水準を年収の20%程度とすることが適当との意見、最終保険料率20%程度であればヨーロッパ諸国と比較しても妥当な水準であるとの意見があった。

一方、最終保険料率20%は高すぎるとの意見、基礎年金の税方式化などにより15%程度の保険料率で現行の給付水準の維持は可能との意見、保険料率については現行を極力上回らない水準で長期間固定すべきであるとの意見があった。

## (2) 給付と負担の見直し方法

### <給付と負担の見直し方法>

- 年金制度の将来にわたる財政の均衡をみる場合、給付と負担の関係は、想定した人口構造や賃金をはじめとする経済状況などの社会経済情勢に変動が生じた場合、その変動に応じて変化する。

このような社会経済情勢の変動に対して、これまでは5年ごとの財政再計算の際に、人口推計や将来の経済の見通し等の変化を踏まえて、給付内容や将来の保険料水準を見直してきたが、その結果として、若い世代にとっては将来の給付水準も保険料水準も不透明なものとなり、年金制度に対する不安につながっているとの意見が強まっている。

- 最終的な保険料水準に向けて、保険料は適切に引き上げていかざるを得ないが、年金制度をめぐるこのような現状を踏まえれば、世代間の負担の公平の観点や現役世代の負担についての不安を解消するためには、最終的な保険料水準を法律上も明示し、負担の限度を明確に示すべきである。

その上で、少子化等の社会経済情勢の変動の状況、すなわち年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組み（保険料固定方式）を導入することが適当である。

保険料固定方式は、努力すれば給付は高く維持できるという国民全体の社会経済の力を向上させる意欲につながる仕組みを制度自体に組み込むものであり、望ましいものである。

一方、保険料固定方式で負担は明示されても、年金水準が裁定時まで分からないという点で、若い世代の不信感は払拭できないとの意見があった。

### <マクロ経済スライド>

- 保険料固定方式における給付水準の自動調整の具体的な方法については、高齢期の所得保障の支柱としての公的年金は個々人の高齢期の生活設計に組み込まれており、その役割を踏まえれば、給付水準が急激に調整される方法は適当でない。年金制度の支え手である現役世代全体の保険料負担能力とバランスのとれた給付水準とするという観点や、国民生活に急激な影響を及ぼさないよう時間をかけて緩やかに調整していく

という観点から、年金改定率（スライド率）の調整を基本とすることが適当である。

賦課方式を基本とした社会保険方式を採る年金制度は、現役世代を中心として社会全体が生み出す所得や賃金の一部を保険料負担として求め、これを年金給付に充てる仕組みである。従来、厚生年金は、年金を支える被保険者の一人当たり賃金の伸び率に応じて給付水準が改定されてきたが、給付水準の自動調整の具体的な方法としては、賃金や労働力人口といった社会全体の保険料負担能力（支える力）の伸びに見合うよう年金改定率（スライド率）を調整する方法（マクロ経済スライド）とすることが適当である。

なお、マクロ経済スライドは、少子化の進行で給付水準が低下を続け、高齢期の生活を支える主柱としての年金の役割が損なわれるおそれがあるため、導入すべきでなく、基礎年金と厚生年金をあわせた給付水準は、年金も手取りでみて現状の水準を維持すべきであるとの意見があった。

#### <実績準拠法と将来見通し平均化法>

- マクロ経済スライドによる調整の具体的方法としては、一人当たり賃金の伸び率から、労働力人口等の減少率（スライド調整率）を減じて行う方法が考えられる。
  
- その際、少子化による労働力人口（被保険者数）の減少等が社会全体の賃金総額等の実績に現に反映され始めたときに、それに応じて自動的に給付水準を調整する方法（実績準拠法）が、将来予測の変動に左右されない点でより望ましい。

その場合にも、給付調整に時間をかけすぎると、より将来の世代に給付削減のしわ寄せが生じることから、実績を踏まえながらも、それに平均余命の伸び等を加味したできるだけ早期の調整方法とするよう検討すべきである。
  
- また、実績ではなく少子化による労働力人口（被保険者数）の見通し等、将来に向けての変動の見通しを踏まえて、その長期間の見通しの平均をあらかじめ織り込んで自動的に給付水準を調整する方法（将来見通し平均化法）により、給付水準の適正化を前倒しすべきであるとの意見があった。

＜年金改定率の下限、裁定後の年金の給付水準の調整＞

- マクロ経済スライドによる調整は、①一人当たり賃金や物価が上昇する場合に行うものとし、②一人当たり賃金や物価が下落する場合には、通常の賃金再評価、物価スライドによる年金改定を行うものとすることが考えられる。

この場合、年金改定率の下限について、名目年金額下限型と物価下限型の二つの方法が考えられる。

(名目年金額下限型)

- ・ 一人当たり賃金や物価が上昇しているが、その上昇率よりスライド調整率が大きく、そのままスライド調整を行うと前年度の名目賃金額を下回る場合（例えば、物価上昇率が0.2%で、スライド調整率が0.3%の場合）、前年度の名目年金額を維持する方法（マイナス0.1%の年金改定とせず、年金改定率をゼロにとどめる。）

(物価下限型)

- ・ 一人当たり賃金や物価が上昇しているが、通常の賃金再評価、物価スライドによる年金改定率からスライド調整率を減じると、物価スライドによる年金改定率を下回ることとなる場合（例えば、名目賃金上昇率が1.0%、物価上昇率が0.8%で、スライド調整率が0.3%の場合）、物価上昇率により改定する方法（新規裁定者の年金については0.7%の年金改定とせず、また、裁定後の年金については0.5%の年金改定とせず、いずれも年金改定率を0.8%とする。）

裁定後の年金は物価の変動率で改定されているが、物価下限型では、裁定後の年金の改定率には全く影響がないこととなり、保険料固定方式による給付水準調整は裁定後の年金には及ばないこととなる。世代間の公平の観点からは、全ての世代が痛みを分かち合うことが望ましいことから、裁定後の年金も給付水準の調整対象とすべきであり、物価下限型よりも名目年金額下限型の方が望ましい。

ただし、上記のとおり、名目年金額下限型であれば、このスライド調整で、前年度の名目年金額を下回ることはない。

なお、世代間の負担と給付の不公平を解消するためには、年金改定率には下限を設けず、名目年金額を減らすことも検討すべきであるとの意

見があった。

#### <基礎年金の給付水準の調整>

- 基礎年金の給付水準についても、第1号被保険者の定額保険料を負担可能な範囲内に収めるため、調整することはやむを得ない。なお、基礎年金は高齢期の基礎的生活の保障のためのものであり、その給付水準は調整すべきでないとの意見があった。

#### <給付水準の下限>

- 保険料固定方式では、少子化等の社会経済情勢に応じて、給付水準が幅をもって変動することとなる。この場合においても、年金が高齢期の生活の支柱としてふさわしいものであるよう、給付水準の調整には一定の限度（給付水準の下限）を設けるべきである。また、マクロ経済スライド導入後において、それにより、給付水準が大きく下がり過ぎるような場合には、制度の総合的見直しが必要との意見があった。

### (3) スライド制（賃金再評価、物価スライド）の在り方

#### <裁定後の年金の物価スライド>

- 裁定後の年金の物価スライドについては、賃金下落率が物価下落率を上回るような状況では、支える側の現役世代の賃金に比べ年金水準が相対的に大きくなってしまうため、それを踏まえた調整をすべきであるとの意見、さらに具体的には、賃金変動率と物価変動率のどちらか低い方に合わせてスライドさせ、賃金・物価の上昇局面についても同様に考えるべきとの意見があった。

なお、賃金変動率と物価変動率のどちらか低い方に合わせてスライドさせた場合、年金水準は現役世代の賃金水準との差がつく一方になることから、人口減少分の調整は別としても、現役世代とのバランスを踏まえて給付水準を考えるべきであるとの意見や、裁定後の年金にも可処分所得スライドを復活させ、現役世代の手取り賃金の伸びを反映した調整を行うべきであるとの意見があった。